

平成 29 年 3 月 27 日

## 定例教育委員会資料 (規則関係)

1. 教育委員会規則の改正について (概要) .....	1
2. 職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則 .....	2
3. 教育職員免許に関する規則 .....	5
4. 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則 .....	11
5. 奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則 .....	17

議決事項第1号

## 教育委員会規則の改正について(概要)

第19回定例教育委員会提出分(平成29年3月27日開催)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
I 地方公務員法の改正に伴う改正				
	1	職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則	1 定義の見直し ・昇任及び降任の定義を地方公務員法と同様のものに見直す。	企画管理室
II 教育職員免許法施行規則の改正に伴う改正				
	2	教育職員免許に関する規則	1 規定及び別表の整備等 ・教職経験に応じた免許状取得必要単位の修得方法について、規定及び別表を整備する。	教職員課
III 土曜日等における授業の実施、県立学校における新たな職の設置及び奈良養護学校整肢園分校の廃止に伴う改正				
	3	奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則	1 休業日に授業を実施する場合の規定の見直し ・振替授業の見出しを見直す。	学校教育課 教職員課
	4	奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則	2 職の設置 ・県立学校に指導技能員を置く。 3 特別支援学校の廃止 ・奈良県立奈良養護学校整肢園分校を廃止する。	

規則名	理由	要旨
<p>職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>改正地方公務員法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 用語の定義の見直し 昇任及び降任の定義を地方公務員法における定義と同様のものに改める。  (第二条関係)</p> <p>2 施行期日 平成29年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則（案）

（職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部改正）

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「現職より上位の職に変更する場合、又は、職務の級を上位の級に変更する場合」を「職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」に改め、同項第十四号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項の規定により、現職より下位の職に変更する場合、又は、職務の級を下位の級に変更する場合」を「職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、左の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十一 略</p> <p>十二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。</p> <p>十三 略</p> <p>十四 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。</p> <p>十五 三十 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、左の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十一 略</p> <p>十二 昇任 現職より上位の職に変更する場合、又は、職務の級を上位の級に変更する場合をいう。</p> <p>十三 略</p> <p>十四 降任 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項の規定により、現職より下位の職に変更する場合、又は、職務の級を下位の級に変更する場合をいう。</p> <p>十五 三十 略</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教職経験に応じた免許状取得必要単位の修得方法について、規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 規定の整備  検定による単位の修得方法について定める規定に、教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）第18条の2の表備考第4号を追加する。  (第10条関係)</p> <p>2 別表の整備  免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する単位の修得方法について定める表を追加する。  (別表第三の三関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日  平成29年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「及び第十七条第一項の表備考」を「第十七条第一項の表備考及び第十八条の二の表備考第四号」に、「附則第三十五項」を「附則第三十八項」に改める。別表三の二の次に次の一表を加える。

三の三 免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する単位の修得方法

受ける免許の種類				有すること				受ける				最低修得単位数						
幼稚園教諭 二種免許状				小学校教諭 普通免許状				幼稚園教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	科目			科目			計		
幼稚園教諭 二種免許状				小学校教諭 普通免許状				幼稚園教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	科目			科目			計		
幼稚園教諭 二種免許状				小学校教諭 普通免許状				幼稚園教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	科目			科目			計		
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六
〇	一	一	一	〇	一	一	一	〇	一	一	一	六	三	二	二	二	三	六

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

状 論一種免許 高等学校教	状 論普通免許 高等学校教			状 論普通免許 高等学校教		
	状 論一種免許 (二種免許 状を除く。	普通免許状 中学校教諭	○	二	一	○
	二	一	○	二	一	○
	一	一	二	一	一	二
				一	一	一
	一	二	二	一	一	二
	四	六	八	二	三	四
	六	九	十二	五	六	九



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(検定による単位の修得方法)</p> <p>第十条 略</p> <p>一 三 略</p> <p>四 免許法施行規則第十一条の表備考第三号、 第十七条第一項の表備考及び第十八条の二 の表備考第四号並びに附則第三十八項</p>	<p>(検定による単位の修得方法)</p> <p>第十条 略</p> <p>一 三 略</p> <p>四 免許法施行規則第十一条の表備考第三号 及び第十七条第一項の表備考並びに附則第 三十五項</p>

現 行	改 正 案																							
幼稚園教諭 二種免許状 小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状 小学校教諭 普通免許状	二	一	〇	一	〇	年数	在職	する	に	関	許	る	免	とす	よう	受け	受けること する免許状 の種類	有すること を必要とす る学校の免 許状	最低修得単位数	教職に関する科目 教育課程及び指 導法に関する科 目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	又は 教職 に関 する 科目	計

別表

三の三 免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する単位の修得方法

現 行			改 正 案																
			状 論 一 種 免 許	高 等 学 校 教 諭					二 種 免 許 状	中 学 校 教 諭									
			状 論 一 種 免 許 状 を 除 く。	普 通 免 許 状	中 学 校 教 諭	状 論 普 通 免 許	高 等 学 校 教 諭		普 通 免 許 状	小 学 校 教 諭	普 通 免 許 状	中 学 校 教 諭	普 通 免 許 状						
			二	一	〇	二	一	〇	三	二	一	〇	二	一	〇				
									五	五	七	十							
			一	一	二	一	一	二	一	一	二	二	五	七	十				
						一	一	一											
			一	二	二	一	一	二	一	二	二	二	一	二	二				
			四	六	八	二	三	四											
			六	九	十二	五	六	九	七	八	十一	十四	六	九	十二				

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>土曜日等における授業の実施、県立学校における新たな職の設置及び奈良県立奈良養護学校整肢園分校の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1061 320 2076 507"> <p>1 休業日に授業を実施する場合の規定の見直し 教育委員会が必要と認める学校において、土曜日等に授業を実施するため、休業日に授業を実施する場合の規定を改める。 (第11条関係)</p> </li> <li data-bbox="1061 528 2076 667"> <p>2 指導技能員の設置 県立学校に指導技能員を置くとともに、その職務を規定する。 (第31条の6及び第32条関係)</p> </li> <li data-bbox="1061 687 2076 826"> <p>3 特別支援学校の廃止 奈良県立奈良養護学校整肢園分校を廃止する。 (別表第二関係)</p> </li> <li data-bbox="1061 847 2076 986"> <p>4 様式の変更 休業日における授業の実施等の届出に係る様式を変更する。 (第2号様式の3関係)</p> </li> <li data-bbox="1061 1007 2076 1145"> <p>5 施行期日 平成29年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> </li> </ol>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(休業日における授業の実施等)」に改める。

第三十一条の六第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 指導技能員

第三十二条第十項中「主任技能員」を「指導技能員及び主任技能員」に改める。

別表第二奈良県立奈良養護学校整肢園分校の項を削る。

第二号様式の三中「振替授業の実施」を「休業日における授業の実施等」に、「により振替授業を実施する」を「のとおりに休業日の変更を行う」に、「休業(授業)」を「授業(休業)」に改める。

第 号  
年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

奈良県立何学校長 氏

名印

休業日における授業の実施等について（届）

下記のとおり休業日の変更を行うので届出します。

131

記

- 1 必要とする理由
- 2 期日又は期間
- 3 授業（休業）を必要とする課程、学科及び学年・年次
- 4 その他参考となる事項

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行																														
<p>(休業日における授業の実施等)                      第十一条 (略)</p> <p>(職員の職)                      第三十一条の六 略                      二〇十一 略                      十二 指導技能員                      十三〇十五 略</p> <p>(職員の職務)                      第三十二条 略                      一〇九 略</p> <p>10 指導技能員及び主任技能員は、上司の命を受け、担任業務を処理する。                      11 〇12 略</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1" data-bbox="573 209 1108 762"> <tr> <td rowspan="4">略</td> <td>学校名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>部名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>学科名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>対象障害種別</td> </tr> <tr> <td>部名</td> <td>学科名</td> <td>対象障害種別</td> </tr> <tr> <td>学科名</td> <td>対象障害種別</td> </tr> <tr> <td>対象障害種別</td> </tr> </table>	略	学校名	略	部名	略	学科名	略	対象障害種別	部名	学科名	対象障害種別	学科名	対象障害種別	対象障害種別	<p>(振替授業)                      第十一条 (略)</p> <p>(職員の職)                      第三十一条の六 略                      二〇十一 略                      十二〇十四 略</p> <p>(職員の職務)                      第三十二条 略                      一〇九 略</p> <p>10 主任技能員は、上司の命を受け、担任業務を処理する。                      11 〇12 略</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1" data-bbox="573 834 1108 1388"> <tr> <td rowspan="4">略</td> <td>学校名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>部名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>学科名</td> <td rowspan="4">略</td> <td>対象障害種別</td> </tr> <tr> <td>部名</td> <td>学科名</td> <td>対象障害種別</td> </tr> <tr> <td>奈良県立奈良養護学校 肢園分校</td> <td>小学部</td> <td>肢体不自由</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>自由</td> </tr> </table>	略	学校名	略	部名	略	学科名	略	対象障害種別	部名	学科名	対象障害種別	奈良県立奈良養護学校 肢園分校	小学部	肢体不自由	中学部	自由
略		学校名		略		部名		略	学科名	略	対象障害種別																				
		部名				学科名			対象障害種別																						
		学科名				対象障害種別																									
	対象障害種別																														
略	学校名	略	部名	略	学科名	略	対象障害種別																								
	部名		学科名		対象障害種別																										
	奈良県立奈良養護学校 肢園分校		小学部		肢体不自由																										
	中学部		自由																												



改 正 案	現 行
<p>第2号様式の3</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>奈良県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">奈良県立何学校長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>休業日における授業の実施等</u>について（届）</p> <p>下記のとおり休業日の変更を行うので届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 必要とする理由</p> <p>2 期日又は期間</p> <p>3 <u>授業（休業）</u>を必要とする課程、学科及び学年・年次</p> <p>4 その他参考となる事項</p>	<p>第2号様式の3</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>奈良県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">奈良県立何学校長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>振替授業の実施</u>について（届）</p> <p>下記により振替授業を実施するので届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 必要とする理由</p> <p>2 期日又は期間</p> <p>3 <u>休業（授業）</u>を必要とする課程、学科及び学年・年次</p> <p>4 その他参考となる事項</p>

規 則 名	理 由	要 旨
奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則	県立学校における新たな職の設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 表の整備 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の改正に伴い、表を整備する。 <span style="float: right;">(第1条関係)</span></p> <p>2 施行期日 平成29年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(改正附則関係)</span></p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の  
一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成  
二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第十二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改正案		現行	
略	職務の種類	一 県立学校職員が行う職務	一 県立学校職員が行う職務
	職制上の段階	十二 規則第三十条の六第一項第十二号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階	十二 規則第三十条の六第一項第十二号から第十四号までに規定する職の属する職制上の段階
	標準的な職	技能員	技能員
第一条 略		第一条 略	
(職務に係る標準的な職)			